

福島県総合計画審議会 議 事 録

日 時 平成29年6月21日(水)
13時00分～14時45分

場 所 杉妻会館 3階 百合

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計 21 名

樋口葉子委員、遠藤由美子委員、伴場賢一委員、瀬田弘子委員、今野泰委員、西崎芽衣委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、大橋信夫委員（代理：橋本正典氏）、轡田倉治委員、渡邊博美委員（代理：石井浩氏）、前澤由美委員、土屋繁之委員（代理：馬場義文氏）、小林清美委員、立谷秀清委員（代理：小松信之氏）、鞍田炎委員、菊池克彦委員、塩谷弘康委員、岩崎由美子委員、古川勉寛委員、森本恭平委員

(2) 福島県 計 32 名

総務部政策監、総務部風評・風化対策監兼知事公室長、危機管理部政策監、企画調整部企画調整課長、避難地域復興局次長（復興担当）、文化スポーツ局次長、生活環境部生活環境総務課長、生活環境部企画主幹、保健福祉部企画主幹、こども未来局次長、商工労働部企画主幹、観光交流局次長、農林水産部政策監、農林水産部企画主幹、土木部次長（企画技術担当）、出納局次長、企業局主幹兼経営・販売課副課長、病院局次長、教育庁企画主幹兼副課長、警察本部総務課管理官、県北地方振興局企画商工部長、県中地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、県南地方振興局企画商工部主幹兼副部長兼地域づくり・商工労政課長、会津地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局次長兼企画商工部長、いわき地方振興局次長兼企画商工部長

（土地利用計画法 関連 5 法担当）

自然保護課長、農業担い手課主幹兼副課長、森林計画課主幹、森林保全課副課長兼主任主査、都市計画課長

(3) 事務局 計 7 名

企画調整部長、企画調整部国際産業都市推進監兼政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹兼副課長（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹（復興計画担当）、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長（国土計画担当）

2 内 容

(1) 会長・副会長の選任

(2) 諮 問

福島県 土地利用基本計画の一部変更について

(3) 議 事

- ① 福島県 総合計画の推進について
- ② 福島県 総合計画の指標の上方修正及び確定について
- ③ 福島県 土地利用基本計画の一部変更について

4 発言者名、発言内容

次のとおり

司会

——開 会——

本日はお忙しいところ、福島県総合計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から福島県総合計画審議会を開催いたします。

司 会
企画調整部長

——部長あいさつ——

はじめに、企画調整部長の櫻井よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長の櫻井でございます。総合計画審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、そして足もとが悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より県政の発展のためさまざまな立場で御尽力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

本日お集まりいただいた方、今年度、今回が第1回でございますけれども、委員の任期が満了ということで、再度御就任いただいた方、それから新たに委員に御就任いただいた方、新メンバーでの初めての会合となります。皆さまにはこちらからの依頼を快くご承諾いただきまして誠にありがとうございます。

さて、震災から6年たちました。御案内のとおりではございますけれども、本県、光と影の両面がございます。復興が進んでいる面もございますし、影のほうでは、依然多くの避難者がいらっしゃる、廃炉対策が必要である、それから産業の振興、風評・風化対策など、やらなければならないことがたくさんございます。

光のほうで申し上げますと、この数カ月、4月以降、新年度に入ってからだけでも、例えば小高産業技術高校が開校する、あるいは富岡町に廃炉国際共同研究センターが完成するなど、着実に歩みは進んでおりますけれども、避難指示が解除されても住民の帰還がなかなか進まないといったような課題もございます。

本審議会では、主要な議題といたしまして、お手元でございます総合計画、それから復興計画を議論するというのが主要な議題でございますけれども、この計画は震災から10年後、オリンピックイヤーでもある2020年度を目標年度としております。今から考えますと、今年度を含めてあと4年間でこの計画を具体的な形にしていかなければならないというところがございますので、今後、この計画を確実に実行し、復興を加速化していかなければなりません。

委員の皆様方には、ぜひ忌憚のない御意見をいただいて、本県の施策にその御意見を反映し、この計画を着実に進めていきたいというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会

本日は、委員の皆様への委嘱後初めての審議会でございますので、議事に入ります前に、新しく委員になられました方々の御紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

2 番、遠藤由美子委員です。
5 番、今野泰委員です。
6 番、西崎芽衣委員です。
8 番、酒井美代子委員です。
10 番、松本秀樹委員です。なお、松本委員におかれましては、本日御欠席です。
14 番、安川香澄委員です。本日、少し遅れていらっしゃいます。
16 番、土屋繁之委員です。本日、代理出席をいただいております。
19 番、遠藤栄作委員です。遠藤委員におかれましては、本日御欠席です。
20 番、鞍田炎委員です。
21 番、菊池克彦委員です。
23 番、岩崎由美子委員です。
24 番、古川勉寛委員です。
25 番、森本恭平委員です。
また、前回から引き続き御就任いただきました委員の皆様におかれましては、改めまして、今任期につきましてもよろしくお願ひ申し上げます。

——会長・副会長の選任について——

司 会

それでは、次第3の「会長・副会長の選任」に移ります。

まず、「(1) 仮議長の選出」でございます。福島県総合計画審議会条例によりまして会議の議長は会長が務めることになっておりますが、本日は改選後初めての審議会でございますのでまだ会長が選任されておられません。会長が選任されるまでの間、仮議長に議事の運営をお願いしたいと思います。仮議長は事務局から御指名させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

司 会

それでは、恐れ入りますが、前総合計画審議会長の塩谷委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

司 会

それでは、塩谷委員、よろしくお願ひいたします。

塩谷委員 (仮議長)

ただ今、仮議長の指名を受けました塩谷でございます。会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、委員現員 25 名中、21 名が出席しておりますので、本審議会は有効に成立しております。

続きまして、議事録署名人 2 名を選びたいと思ひますけれども、私から指名申し上げますよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

塩谷委員

ありがとうございます。では、議事録署名人、お一人は小林委員、もうお一方は和田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、続きまして会長、副会長の選出に移ります。選出する人数や方法ですが、これまでと同様、会長 1 名、副会長 2 名ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

塩谷委員	<p>それでは、会長1名、副会長2名について、福島県総合計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選による選出ということといたします。事務局のほうで何かありますでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>復興・総合計画課長の國分でございます。</p> <p>会長につきましては、前回の審議会会長をされました塩谷先生に引き続きお願いしたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
塩谷委員	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>事務局から、私、塩谷という御発言があり、異議なしというお声もいただきましたので、会長は私ということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩谷委員	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、続きまして副会長を選任したいと思います。どなたか御意見はありますでしょうか。なければ、私から提案させていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩谷委員	<p>それでは、副会長には渡邊委員と岩崎委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ここで仮議長の務めを解かせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長に選任されました塩谷委員からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
塩谷会長	<p>ただ今、会長に選任いただきました塩谷でございます。議事に入ります前に一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。</p> <p>私、総合計画審議会の委員になりましたのが2009年で、ちょうど前の総合計画が策定された年です。その後、間もなく東日本大震災・原発事故が起こりまして、早速、前の計画の見直し、そして、新しい総合計画「ふくしま新生プラン」の策定にあたりました。この間、福島県そして福島県総合計画審議会の役割も大きく変わってきたのではないかというふうに思っております。総合計画は30年後の福島県の将来像を見据えたものでありますけれども、とりわけ震災・原発事故以降は福島の復興・再生が最大の課題ということで、復興計画を総合計画の中に取り込むような形で、この審議会では総合計画そして復興計画の両方の進行管理というものを行ってまいりました。</p> <p>さらに、震災・原発事故から6年、そして計画策定から4年を経て、状況は大きく変わりつつあります。先ほどのごあいさつにもありましたけれども、避難指示区域の解除が相次いで、そして帰還が本格化しています。しかし、その帰還というものもまた一部にとどまっておって、そして帰還後の生活の再建であるとか、あるいは地域の再生、そして原発等に関わる新しい産業の復興、そして風評・風化対策なども課題になっています。さらに、付け加えて言えば、いまだに避難を継続しておられる方々への支援のあり方というのも課題になっているのかなというふうに考えております。そして、今後ということと考えますと、福島の復</p>

興・再生にとどまらない新しい持続可能な地域づくりというものも課題になって
こようかなというふうに考えています。

そのためには、この審議会において、復興計画そして総合計画を不断に見直し
ていく、そして、その結果をわかりやすく県民の方々にご説明申し上げて、そし
てこの計画を県民全体のものにしていくという努力が必要ではないかなという
ふうに考えています。

ここにお集まりの皆さんには、それぞれの御専門の立場、あるいはそれぞれの
地域を代表する観点から、さまざまに御発言そして御提言をいただければという
ふうに思っています。これからどうぞよろしくお願いします。

司 会

ありがとうございました。

— 議 事 —

司 会

それでは、これ以降は、福島県総合計画審議会条例第5条第2項の規定により
まして、会長に議長をお願いしたいと存じます。塩谷会長、よろしく願いいた
します。

塩谷会長

では、まず、「福島県総合計画の推進について」、事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長

改めまして、復興・総合計画課長、國分でございます。私のほうから、資料1、
参考資料の1、参考資料の2、こちらを使って総合計画の推進について御説明い
たします。

まず、総合計画「ふくしま新生プラン」でございますけれども、平成24年12
月に策定いたしまして、平成32年までの8年間の計画期間、今年で5年目を迎
えたところでございます。こちらは県の最上位の計画という位置付けで、「夢、
希望、笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に、「人と地域」を礎、基礎と
しまして、「活力」「安全と安心」「思いやり」の3つの柱により合計22の主要施
策によって県づくりを進める計画となっております。

お手元に「ふくしま新生プラン」の分厚い冊子があるかと思えます。こちらの
45ページを見ていただきたいと思えます。45ページ、「礎と3本の柱」というこ
とで今ほどのことが記載されております。

46ページをお開きください。46ページは「ふくしまの礎」、「人と地域が輝く
“ふくしま”」に係る主要施策が(1)から(6)までございます。「子ども・子
育て」、「教育」、あるいは(6)の「避難地域の再生」というような視点でまと
められております。

47ページ、こちら3本の柱の1本目でございますが、「活力に満ちた“ふくし
ま”」ということで、「農林水産業」、「商工業」、あるいは「再生可能エネルギー」、
といったような視点でまとめられております。

次に48ページ、「安全と安心」ですが、「健康づくり」、「医療」、「介護・福祉」、
それから「原子力災害対策」というような視点でございます。

49ページが「思いやり」ということで、「男女共同参画社会」など、以下、ご

覧のような形で視点がまとめられております。

続きまして、総合計画と復興計画との関係でございます。復興計画のほうも第3次のものがお手元にあるかと思えます。こちらの復興計画、先ほど塩谷会長の御挨拶の中にもございましたが、こちらは震災・原発事故からの復旧・復興に特化した取組をまとめた計画になっております。

一方、総合計画は、復旧・復興の取組を含めまして、全県の施策全般をまとめた計画という形になっております。両計画の関係につきましては、資料1の下段のポンチ絵のとおり、総合計画の中に復興計画、10の重点プロジェクトが位置づけられる形になっております。

併せてもう一つ、本県には人口減少・高齢化対策に特化した「ふくしま創生総合戦略」がありますが、こちらも総合計画に包含される位置付けとなっております。

このように、それぞれの計画は総合計画と重なる部分がありますことから、進行管理を一体的に進めていくということにしております。

次に裏面をご覧ください。進行管理に関するPDCAサイクルの図を掲載しております。図のとおり、総合計画に基づき県では各種事業、取組を実施いたしますが、後ほど御説明いたします地域懇談会などを通じて、地域の現状や課題を把握し、施策の評価を行います。

評価は、まず県が一次評価を行い、それぞれの施策について評価調書にまとめさせていただきます。評価調書については後ほど参考資料1で簡単に御説明いたします。そして、その評価調書をもとに、当審議会で委員の皆様から御意見をいただき、二次評価をしていただく形になります。今年度につきましては、8月下旬から9月上旬頃に第2回目の審議会を開催して二次評価を行っていただくことを予定しております。かなり分量がある資料になりますので、事前に委員の皆様方には資料をお送りさせていただきまして、あらかじめ御意見などを頂戴するような工夫をしてみたいというふうに考えております。

そうして、皆様よりいただいた意見をまとめ、9月中旬頃に審議会会長より知事に具申していただき、それを受けて県では次年度、平成30年度の事業にその意見を反映させていき、次年度の当初予算編成につなげていくというような流れで考えております。

次に資料1の3つ目、地域懇談会になりますが、7月に県内の8地域、相双地域については相馬と双葉を分けて開催する予定でございます。地域懇談会の目的は、地域の現状・課題等の把握でございますので、委員の皆様にも1箇所あたり2名ほど御参加いただきたいと考えておりますので、是非とも積極的な御参加をお願いいたします。現在、書面で皆様の御希望を伺っておりますので、今週中ぐらいをめどに御回答いただければというふうに思います。

今年度の地域懇談会では、「地域ごとの現状・課題」とともに共通の議題として、「結婚・出産・子育て」といった「人口の自然減少対策」について懇談していきたいと考えております。ただし、8地域の中で双葉地域については、なかなか帰還もまだ途中でございますので、「結婚・出産・子育て」という共通課題が

なじまない状況がございますので、こちらの共通課題は設けない方向で考えているところでございます。

それから、参考資料のほうを見ていただく前に、総合計画の 51 ページをお開きいただければと思います。「政策分野別の主要施策」という標題がありまして、3 番目に「指標」という項目がございます。県の取組の成果、現状を計るための指標をそれぞれの施策ごとに設けてございます。具体的には、52 ページ以降もご覧いただければと思うのですが、指標について一括取りまとめてある部分が 234 ページで、234 ページ以降に指標の一覧ということで取りまとめてございます。

続きまして、参考資料の 1 にまいります。こちらは昨年度、平成 28 年度の主要施策の評価調書になります。今年度も、こういった評価調書をお示しして、次回の審議会において皆様より御意見をいただきたいと考えております。

時間の都合もございますので、代表的なところを抜粋してご紹介いたします。まず、2 の「教育」でございます。教育につきましては、全国学力・学習状況調査結果という指標がひとつ設けられております。いずれも県内の学力が全国平均を下回るような状況のグラフになっているかと思えます。対応事業といたしまして、その学力の差を埋めるために、特に理数教育を充実させようなどの事業が中ほどに書いているかと思えます。そして、一番右側の課題のところです。学習習慣の確立と総合的な対策が必要だという課題、それに対して方向性としては、学校・家庭・地域、教育に関する課題を共有化するというような方向性が出されているところでございます。

次に、11 ページ、12 ページの 5 「観光・交流」でございます。震災以降、観光客の入込数、それから県内の外国人の宿泊者数、いずれも震災前の状態には戻っていないという厳しい状況が続いております。こういった状況を打開するために、その右側にあるような観光のプロモーション事業などを行っているというところでございます。課題の 2 のところにありますけれども、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機といたしまして観光客の増加を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、参考資料 2 でございます。参考資料 2 につきましては、左端の審議会意見という欄に昨年度、審議会からいただいた意見をまとめております。御覧のような項目について審議会より知事に意見を具申していただき、県では中ほどにあります対応方針を立て、右端の事業を組み上げてまいりました。

例えば、先ほど申し上げた「教育」については、審議会意見の「人と地域」の①でございまして、「数学・理科教育、こういったところが課題」という御意見がありました。この意見に対して、特に理数科目について優秀な教員の方々による各学校の事業改善を図る、また、子どもたちの自分で考え解決する力を育成するというような方針を打ち出し、右側の①にございます「学びのスタンダード推進事業」で、学校における研修の実質化、あるいは教員の授業力の向上、算数・数学コンテスト、科学の甲子園ジュニア大会などの取組を進め、学力の向上を図っていくこととしております。

中ほどの「活力」の③は観光に関する御意見でございますが、審議会から「情

報発信やPR、あるいは観光キャンペーンにおけるターゲットの絞り込みが必要」という御意見に対しまして、対応方針の③の欄でございますが、外国人旅行者の動向を分析してターゲットを絞り込んで具体的な取組につなげていくという方針を固めたところでございます。そして、右端の③「海外出版社と連携した地域資源発掘・発信事業」において、日光まで海外の観光客の方々は相当数がいらっしゃるが、そこから会津までにはなかなか来ていただけないという現状がありますので、それを打破するために、海外の出版社と連携して「日光・会津」というような冊子（外国人観光客向けガイドブック）をつくりお配りするという取組を進めてまいります。

簡単ではございますが、かいつまんで資料の御説明をいたしました。以上でございます。

塩谷会長

ありがとうございました。「総合計画の推進について」ということですが、この審議会で何をどのようにしていくかということについて御説明いただいたというふうに思います。この進行管理の方法ですけれども、昨年と同様に、まず、県のほうで施策を、第一次評価といいますか、自己評価をしていただく。その調書がこの場に提出されて、その調書をもとにこちらで議論を進めていくという形になります。お手元にありますのは平成28年度のものですけれども、年度によって取り上げられるプロジェクトであるとか指標というものは変わってくると思います。その年に重要だと思われるものがこの場に出されるということになります。となりますと、すべての事業であるとかプロジェクトを一つずつこの場で評価するというのは到底できませんものですから、代表的なものについて議論をすると。そこで出されたものが、この参考資料の2にあります審議会意見という形で取りまとめられて、翌年度の事業に反映されるという流れになります。

それから、先ほどもありましたけれども、地域懇談会が間もなく開催されます。これは総合計画の第4章が「地域別の取組」ということになっておりまして、そちらのほうにもここでの御意見が反映されていくということになるかと思っておりますので、ぜひ、積極的に出席していただければというふうに思います。

それでは、これまでの説明内容について、御意見あるいは御質問があれば出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。これを見ますと、次の総合計画審議会は8月下旬から9月上旬ということでありまして、この調書は事前に皆様にお送りさせていただいて、あらかじめ御意見をいただくと。できれば、それを集約した形でこの場に諮って効率的な議論ができればいいかなというふうに思っています。どうぞ、お願いします。

森本委員

失礼いたします。私のほうからは観光に関する質問が1点ございます。観光の復興に向けて、先ほどの③の説明で、首都圏をターゲットにということで、会津のほうまで海外の出版社とコラボレーションしてパンフレットなどを出すということでしたが、いわゆるインターネット情報の何らかの戦略というのは現状あるのでしょうか。

復興・総合計画課長

こちらは、冊子をつくるのと併せまして、ネットにも同じ情報を掲載する予定になっております。

森本委員 塩谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか、すべての県の取組がここに出てくるというわけではないものですから、どうしても代表的なもの、特徴的なものだけが掲載されるという形になりますけれども、その点も、県民の方にわかりやすい形で工夫していただければと思います。お願いします。</p>
和田委員	<p>和田でございます。再生可能エネルギーのことでお伺いしたいと思います。</p> <p>参考資料の1で言いますと9ページです。再生可能エネルギーの導入量の現状分析というものが出ておりますけれども、徐々に増えてはいるものの、目標値まではまだまだ大変かなという感じを持ちます。その中で、「自然環境を生かした多様な再生可能エネルギーの導入を推進し、全県的な普及・拡大を図る」という課題が出ておりますけれども、報道に、昨日、おとといですか、新聞で拝見したのですけれども、県内で既存のダムを利用して水力発電を増やそうという動きがあるということで、ただ、そのためには河川法の改正という大きなハードルもあるということで、昨日、県議会のほうに請願が出されたというふうに、国に働きかけるということで請願が出されたということを知りましたが、この大型のいわば水力発電の増加について県のほうではどのようにお考えになっているのかお聞きしたいなと思います。</p>
塩谷会長	<p>まず、担当部局がいらしていればお答えいただければと思います。今、個別の質問が出ていますので、そのほかの委員の方から、今日配布された資料であるとか、あるいは内容について確認されたいことがありましたら、取りまとめてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。関連してでも、その他のことでも結構です。</p>
遠藤由美子委員	<p>遠藤と申します。関連して、「水素社会実現に向けた対応」というものがありますね。巨大な水素工場ができる予定だとお聞きしておりますけれども、再生可能エネルギーの場合、それが地域で循環されて適度なエネルギーをつくっていくためには、小規模で地域分散型というものが大いに提唱されていると思うのですけれども、あえて大型の世界に誇るような水素工場をつくらねばならない、その理由。もちろん聞いてはおりますけれども、果たしてそれは福島県のためなのか、それとも、また今までと同じように首都圏を支えるためのエネルギー生産地になるためなのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
瀬田委員	<p>瀬田です。よろしく申し上げます。</p> <p>私は観光の側面から質問をさせていただきたいです。今、太陽光パネルがとてもあちこちに目につくのですけれども、その風景というものはとても美しい風景にはそぐわない、とても相反することだと思って、その辺の取り組み方というのは今後どうなっていくのかとても不安に思っております。美しい山々に光とパネルが出没してくる風景というのは、外国人の皆様がこれからたくさんやってくる中、どういうイメージを持つのかなど。逆にすごいインパクトを与えてしまうのではないかと、その辺がとても不安です。その部分をどう考えておられるのか</p>

<p>塩谷会長 瀬田委員</p>	<p>お尋ねしたいです。</p> <p>あと、地域懇談会のことについては後ほどいいでしょうか。</p> <p>いえ、今おっしゃっていただいて結構です。</p> <p>昨年、地域懇談会に参加させていただいたのですけれども、どの地域でどんな方が何を話しされているのかとても興味がありました。ただ、自分一人ではいろんなところには出向いていけませんので、2カ所だけ参加をさせていただいたのですけれども、とてもいいお話をたくさん聞けました。そのことについての資料をこの審議会でもらったときに、当初はとてもあっさりとしたような資料だったかと思います。それを修正をかけてくださいますと、とても、どんなところでどんな方がこういうお話をしたということをおのまの状態で出してくださいました。今回も、できましたら、いろいろな地域の皆様方の声も私も知ってみたいので、きれいにまとめなくてもいいので、どんなことをおっしゃっているのかなというのを知りたいです。それから、そのお話をしてくださった方にその資料をお見せできるような、見せても恥ずかしくないような資料だといいかなど思います。一番そのときに、この計画の近くにいる方が御意見をくださった方かと思しますので、より身近なものとするためには、そういう方のためにも資料がフィードバックできればなということを願っています。以上です。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>後者のほうは御要望ということで、まず、この点を事務局から。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>地域懇談会の資料につきましては、こちらのほうで詳細をまとめまして、懇談会に出席された方々にも配布できるように準備したいと思っております。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>それでは、その前の3点ですね。水力発電、水素工場、それから、これは再エネと観光の両方に関わりますけれども、太陽光パネルの景観の問題、こちらのほうをお願いします。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>担当課のエネルギー課が今日は出席しておりませんのでなかなか具体的なお答えにはならないかと思っておりますけれども、震災以降、福島県では原子力発電に依存しない社会を実現するというようなことで再生可能エネルギーの取組を進めているところでございます。その一つとして水素、あるいはその一つとして太陽光、あるいは水力発電、そういった取組を進めていくということにしております。景観の問題等々には十分配慮してパネルの設置なども進めていきたいと。ダムについては、後日、確認をしまして、追って御報告させていただきたいと思っております。</p>
<p>塩谷会長 遠藤委員</p>	<p>御質問された方、さらに何かあれば。遠藤委員はもう少し御意見はありますか。</p> <p>関連しているのでよろしいですか。観光とエネルギー双方なのですけれども、基本的に、今の現状、日本の現状を、例えば20年後、30年後を見据えた形での計画であるのかどうかということが実は知りたいです。例えば、先ごろ決まりましたJR只見線の問題もそうですが、巨大な資本を投入して、その利潤が上がっていくということはもうあり得ないだろうという経済界の見通しというものも既にできています。そういう状況で、あえて大きな資本を投入していく、そして、それが必ず利潤を生むという想定のもとにもしなされているのであるとすれば、これは非常に危険だなと。全体の総合計画、政策分野別の主要施策、これをずつ</p>

復興・総合計画課長	<p>と全体を見せていただきながら思ったのはそれです。だから、今までのように経済がどんどん成長していきますということを想定しての大きな資本投資なのか、それとも、それが終焉を迎えているという先を見据えた上での資本投資なのか、そのところがはっきりしていないと、私たち県民としては非常に不安であります。そのことをはっきりと知りたいということです。</p> <p>この計画につきましては、まず、30年後の姿を見据えてつくっているということが1点ございます。それから、経済ですけれども、人口減少・高齢化が進んでいく中で、人口なども右肩上がりしていくことは想定しておりません。成長が縮小するということもおかしいですけれども、縮小する局面に入ってきている中で、その縮小の幅をなるべく小さくしていくための取組を進めていきたいというふうに考えております。</p>
塩谷会長	<p>恐らく、この議論は次の点検のところに大きく反映するようなところだと思いますので、今日はそういう認識があるということで共有にとどめておきたいと思います。</p>
酒井委員	<p>ほかに御質問はいかがですか。</p> <p>建築士会の酒井と申します。参考資料2の「活力」のところにあります、まず1です。「第一次産業の中でも落ち込みが著しい林業の再生に向け」というところなのですが、「森林の総合的利用のための研究を進める」というところ、利用のための研究というのはどんなことを研究していて、それがどこに反映しているのか、どういったことを研究しているのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>というのも、県土の7割が森林なのですが、30年後の未来を考えたときに、木材の利用というのが本当に落ちています。現在の山の問題というのは、ここにも書いてありますが、CLTを県では進めていこうと書いてあるのですけれども、CLTというと集成材になります。集成材になると、本当に木の一本一本を丁寧に扱わない作業になってしまっていて、枝打ちはしない、山は荒れる、単純な作業になると技術がひとつも要らなくなってしまうというところがあります。なので、今、県には50～60年後の木がたくさん生えていて、価値をもっと高めてあげるといいなと思っていて、私たち建築士会では地産地消の暮らしというものを本当に見直そうという動きが始まりました。なので、無垢材の価値を高める、それはこの県の中でも方針としてうたっていないと林業が本当にどんどん廃れていくと思うので、その辺も含めた総合的利用の研究をしていただければなというところで、意見も併せてなのですが、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
塩谷会長 農林水産部	<p>それではお願ひします。</p> <p>農林水産部です。今ほどのお話でございますが、森林資源といいますか、そういったものを総合的に有効に活用しようということで、木質バイオマスの利用に使ったりとか、木の保全や安定供給に向けた取組にかかっているとか、そういうところを想定しております。また、今、CLTということでお話がございましたが、いわゆる間伐材等の利用等によって、大きく有効にといいますか、大きく育てる木材は木材として、それから、CLTなど集成材等に活用する、そのものに</p>

ついても、間伐材等を利用した形での利用ということで、限られた資源を有効に活用していこうという視点に立っての取組ということで御理解いただければと思います。

酒井委員

今の御回答ですと、有効に活用するという言葉は聞けたのですが、利用のための研究ということの返答にはなっていないので、もう少しその辺をお聞きしたいなというところと、やはり間伐材で利用するのは分かるのですが、一本一本の価値を高めて売るといった方向性がないと、ちょっと林業が活性化しないなと思っていますところでは。

以上です。

塩谷会長

関連してですか。

遠藤委員

関連してです。CLTについてもそうなのですが、果たして間伐材だけでCLTの事業が賄えるのかという不安がありますね。今、委員がおっしゃったような一本一本の木材の価値を高めるための、例えば今、CLTというだけでは大径木などは全く無視していますし、そのあたりの林業全体の底上げのためには、おそらく林業従事者が今、現実にはいないんですよ。それだけの木材を出すための人的な力がない。そして、そういう小規模な林家は高性能な機械なども買えない。切り出すこと自体が全く難しい状態になっているのを、まず、どうやって支えていけるのか。その辺が見えると林家も安心した、保全を目的とした、間伐を目的とした材の切り出しができます、大径木もそれなりの価値を持って出すこともできますと、それが今、全く不透明なんです。そういったことを、今、御質問なさったのではないかなと、私は、疑問を含めて、そのあたりのところを明快にわかるような形で教えていただけるとありがたいです。

塩谷会長

はい。御説明を。

農林水産部

農林水産部でございます。まず、CLTに関してお答えをいたしますと、県内の木材資源が、今、非常に豊富に育っております。戦後に植栽をした木が非常に大きくなってきて、それをまず利活用しなければならないという前提がございます。

一方で、材木の市場がなかなか輸入材に押されて、切り出してきて商品にしてもなかなか商売にならないというようなところがございまして、その上で、今、間伐材というお話でしたが、決して間伐材だけでCLTをやるわけではございません。ただ、CLTという集成材、これは御承知のとおり、木を直交して張り合わせて非常に強度を出すような材でございまして、これはコンクリに代わって大きな高層ビルも建てられるような、かつ、利活用が進めば県産の木材をたくさん使っていける。ということは、今育っている材を山から切り出して、それを使って市場に出してまた山に木を植えるというサイクルが回っていくこととなります。そのような観点からCLTを進めていこうということを考えております。

ただ、委員ご指摘のとおり、そればかりでは当然ございません。実は今、50年、60年を経過いたしまして、なかなか一般の住宅を建てるにあたって木が大きくなりすぎてしまいますと、製材をする機械もなかなか苦しいものですから利用がよく進まないという状況にもなっております。それも含めてCLT等々も進

めてまいりますし、あるいは、いろいろな木質バイオマスもございますし、当然、一本一本の無垢の木の価値を高めていくブランド化というものも、例えば、南会津ではSGEC認証を受けまして、国際的に環境の持続可能性を含めた形での産業の育成も図っているところでございますので、そういった多面的な取組をしながら、今、県内に育っている材を有効に活用していこうということでございます。

さらに、林業後継者の話がございました。農家と違いまして、林業の後継者はほぼ従業員と申しますか、森林組合ですとか林に関する事業を行っている事業所さんに雇用される形で従事される方が現在はほとんどでございます。農業の後継者の育成も図ってございますが、そういった林家の方の従業員の労働環境の改善ということをいろいろな形で国に要望等をしてございまして、働きやすい環境ができていくように、そして、そこで林業が継続していけるようにというようなことを考えてございます。

さらに、そういった林家の方々には、かなり公設の補助金というものもございまして、高性能の機械の導入もさせていただいているところでございます。引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

塩谷会長

ありがとうございました。今日は担当部局とのやり取りですけれども、委員の中には森林組合連合会の松本委員も入っておりますので、またこの中でも、委員内でも意見交換ができたらいいだらうと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日は1回目ですけれども、非常に活発な御意見を出していただいたところで、この調子で今後とも進めていければと思っております。

それでは次の議題ということで、議事の2「福島県総合計画の指標の上方修正及び確定について」、事務局のほうから御説明をお願いします。

復興・総合計画課長

資料の2でございます。県では、この審議会の中で御議論いただきます総合計画あるいは復興計画のほかに、各部局が進めております部門別計画というものがございます。資料の一番右の欄でございますが、部門別計画の名称がそれぞれ載っているかと思っております。そちらに基づいてより具体的な取組を進めておりますが、この部門別計画の中でも総合計画と共有する指標が載っております。本日は、昨年度中にこの部門別計画の改定により、目標値の上方修正あるいは確定があった指標について御報告を申し上げたいと思っております。

この資料一覧表の現況値という欄が、総合計画策定時に出されております実績値ということになります。それから、目標値の欄が2つの欄に分けてございます。左側が計画策定時の時点で設定した目標、それを今回変更した数字が色がついている部分の数字ということでございます。

上からざっと御説明いたしますけれども、まず、「芸術祭の参加行事数」、こちらにつきましては、28年度の実績値が100事業ということで、変更の理由の欄に括弧書きで書いてあるかと思っております。28年度が100事業ということで、従来の目標は87を掲げておりましたけれども、既に32年を待たずして目標値に達したということで、今回、108事業という上方修正を行っております。

それから、「県民カレッジ受講者数」、こちらにつきましては、27年度の実績が

10万7,000人ということで、従来の目標6万5,000人を達成したということで、11万人に上方修正しております。

それから、「離職者等再就職訓練修了者の就職率」ということでございます。27年実績が74.3%、従来の目標65%を達成したということで、81%に上方修正しています。

それから、「外国人宿泊者数」、こちらは実績値が7万1,000人泊、計画策定時の目標が13万人泊ということで、これは目標に達していないのですが、東京オリンピック・パラリンピック等の効果が期待されるということで、20万人泊というふうにこちらも上方修正しております。

それから、「ふくしまファンクラブ会員数」でございます。28年度の実績が1万6,199人、1万2,000人を目標にしておりましたが、それを上回ったということで、1万7,000人というふうに上方修正しております。

それから、「福しま暮らし情報センター」、こちらは東京の有楽町に設置しております相談センターでございます。28年の実績が3,623人と、従来の目標2,550人を達成したので、5,200人に上方修正しております。

それから、「麻しんの予防接種率」、これは「はしか」の予防摂取率ですが、第1期ですが、「上昇の方向で検討する」というふうにされておりましたが、全国的な目標値95%を達成したこともございまして、さらなる上昇に向け、98%以上という数値目標を設定しております。第2期についても同じものでございます。

裏面にまいりまして、「交通事故死傷者数」でございます。27年の実績は、ここには書いていないのですが、8,421人ということで、従来の目標9,700人以下を達成しているということで、国の交通安全基本計画で設定している減少率をもとに6,300人以下というふうに上方修正しております。

それから、「除染特別地域における住宅除染の進捗率」というところですが、28年度、国の市町村除染実施計画の最終年度でございまして、特別地域におけます面的除染が28年度末で終了したために、こちら32年度の目標ということにしておりましたが、28年度100%というふうに年度のほうを修正してございます。

それから「自殺者数」、こちら、目標値の設定がそもそもなかったわけでもございまして、減少の方向で検討するというふうにされておりました。国の自殺総合対策大綱との整合性を図るために、国の示します減少率をもとに350人以下という目標値を確定したということでございます。

それから「温室効果ガスの排出量」、こちらは、従来、平成2年度比で92%を目標としておりましたが、パリ協定の合意、国の地球温暖化対策計画の策定を踏まえまして、基準年度を国の計画と同じく平成25年度に変更しまして、平成25年度比75%、ちなみに平成2年度比で計算しますと90%ということになりますけれども、こちらのほうに修正ということにしております。

それから、「産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用率」ということでございます。これまで830.5万トン以下、減量化・再生利用率92%以上としておりましたが、こちら、国の基本方針、それから県内の廃棄物排出処理状況将来予測を踏まえまして、排出量を825万トン以下、それから、特に再生利用に特化してやる

塩谷会長	べきだということで、再生利用率を51%と、減量化というものは除きまして再生利用率51%というふうに修正してございます。
	今年度の進行管理におきましては、こちらの新しい目標値に基づいて評価をしていきたいというふうに考えてございます。
	以上でございます。
伴場委員	どうもありがとうございました。この指標についてはどういう指標を取り上げて、目標値をどういうふうに設定するのかというのはいろいろ難しいところなのですが、この資料にもありますように、対応する部門別計画の中で定められたもので、必要なものをこの総合計画の中にも組み入れると。実際に、調書の評価というのは、その指標に基づいて行っていくという形になります。
	今ご説明がありましたように、13の指標について、上方修正あるいは今まで確定していなかったところを確定させたということでの御説明でした。何か御意見あるいは御質問がありましたら。
	伴場と申します。よろしく願いいたします。
	この指標のことで、見方が分からないので教えていただきたいのが1点と、このように考えたらいかがでしょうかという御指摘、提案をさせていただきたいと思えます。
	まず、指標16と21に関してなのですが、これは行事数とか人数というのは積み上げでの数字なのでしょう、それとも単年度なのでしょうということですが、これがもし積み上げだとしたら、既に今年度で、16番でいえば100事業を行っているのに対して、4年間で伸びが8行事以上というのは、これは目標として、予算の関係上もあるのかもしれないですが、もうちょっと上にみてもよろしいのではないかと思ったところです。これは21番に関しても同じです。もうひとつ気になったのが、私の行っている事業に関連するところなのですが、78番の外国人宿泊者数というところなのですが、上方修正されるのは本当にありがたいことだと思いますし、されるべきことなのではないのかなと思うところではあるのですが、最近のこの状況は、今まで議論の中で、東京オリンピック・パラリンピックの特需だけをあてにするのはどうなのかという議論がございます。つまりは、本県として目指すべき姿は、オリンピックのときに増やすのではなくて、この先、10年以上をかけてどういうふうな戦略でどういうコンテンツを準備するかということが重要だとして考えると、オリンピックのところは別枠で、例えばですけども、このぐらいを想定していると。それ以外に純増でどのくらいなのかという数値を明確にするということのほうが計画を練りやすいのではないかということの2点です。
	以上です。
塩谷会長	ありがとうございました。
	ほかの委員さんからももしありましたらお願いします。
前澤委員	指標153番の自殺者数のところなのですが、年齢や理由は把握されているのでしょうか。
塩谷会長	御質問ということですが。ほかにごございますか。お願いいたします。

樋口委員	<p>樋口です。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど、伴場さんが質問されたことに関連なのですが、78番の外国人宿泊数のところの変更理由にある東北観光復興対策交付金ということで書いてありますけれども、これは28年に施行されたとありますが、これについては期限が決められているのかということと、ここをあてにしてどの程度までやって、それが継続していけるのかなという疑問がありましたので、質問させていただきます。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではいったんここで区切りまして、指標でいうと16、21、78、153について、それぞれお願いします。</p>
伴場委員 文化スポーツ局	<p>81も同じです。積み上げかどうか。</p> <p>文化スポーツ局でございます。</p> <p>指標のナンバー16でございますけれども、これは基本的には単年度というふうに私ども捉えておりますが、なお、再度確認しまして、委員のほうから積み上げであればおかしいのではないかとありますので、そういった御意見を踏まえて局のほうに持ち帰らせていただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
塩谷会長	<p>今のは16についてだけですか。それとも21であるとか81についてもでしょうか。</p>
文化スポーツ局	<p>16と21でございます。</p>
塩谷会長	<p>16と21ですね。81のほうについてはどなたか。</p>
復興・総合計画課長	<p>81につきましては積み上げの数というふうに考えております。</p>
塩谷会長	<p>御意見はまた後でということで、それでは、78番についてお願いします。</p>
観光交流局	<p>観光交流局でございます。</p> <p>1つ目、伴場委員からの御質問でございます。東京オリンピック・パラリンピックは確かに平成32年の一大イベントで、その準備段階があるにしても、それを大きなポイントとしてこの伸びを計算したわけではございません。この目標は、29年度以降32年度まで毎年130%の前年比で積算をしております。全国のインバウンドの前年比というのは27年から28年にかけて108%でございます。全国より高い割合で積算をしております。それは、福島県のもともとのインバウンドの数が非常に少ない、全国的にみても少ない状況でございますので、そういう意味では伸びしろはかなりあるということで、毎年順調に伸ばしていくように力を尽くしていきたいという目標設定になっております。</p> <p>2つ目、樋口委員からの御質問でございます。東北観光復興対策交付金でございますが、28年度から3カ年ということで設定されてございます。ですから、今年度が2年目で、来年の30年度が最終年度というふうにされております。この交付金に関しましては非常に重要な役割を果たしておりますし、県内の事業者の方々にも活用していただいて、実際にその成果も出ておるところでございます。国に対しましては、この交付金の存続について来年度以降しっかりと要望をしまいたいと考えております。ただ、こうした交付金の趣旨といいますのは、</p>

塩谷会長	<p>やはり、これまでの取組が少なかったインバウンド、さまざまな受入態勢なり、またはプロモーション、そういったものについて、事業者の方々が販路を切り開いて誘客がしっかりできるようにきっかけづくりをするという趣旨の制度でございます。ですから、できるだけこの交付金制度が存続している間に県内の態勢をきちんと作り上げて、持続的に外国からの誘客ができるように施策を講じてまいりたいというふうに考えております。</p>
保健福祉部	<p>ありがとうございます。 それでは 153 番をお願いします。 保健福祉部でございます。自殺者についての御質問でございますが、まず 1 点、年齢的な部分について把握しているのかということでございますが、若年者とそれ以外という部分では把握しておりまして、40 歳以上の部分では、自殺者については平成 22 年以降減少傾向にございます。ただ一方で、若年者 15 歳から 24 歳という層におきましては、震災以降、数字のほうは横ばいでもございまして、こういった若年者対策、あるいは、福島県は震災関連の自殺者が他県に比べて多いというようなことが言われておりますので、そういった部分に対する心のケアという部分にしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。</p>
塩谷会長 保健福祉部	<p>質問は、理由についても把握されているかということですが。 どういった理由が多いのかということまでは把握してございませんで、年齢ですとかそういった属性による違いという部分で対策を考えているところでございます。</p>
塩谷会長	<p>回答がありましたけれども、まず、伴場委員と樋口委員のほうから何かありますか。よろしいですか。それでは、前澤委員。</p>
前澤委員	<p>自殺しなければいいとかしないような状況が一番いいのですが、先ほど説明くださった若年者が横ばいで 40 歳以上が減っている。これは全体の何パーセントであるのかということも大切なことだと思っております。福島の基礎の目標というところで、「子ども・子育て」の部分に関しては、自尊心や意欲を育てる幼児教育の場において、そういったものをもうちょっと、産めばいい、育てればいいではなくて、そういった質の問題も出てくると思いますし、小中学生の自殺などは教育の現場に大変重要な原因があると思われまので、そちらで学力や運動能力だけではなくて、心の成長面のサポートも必要なのではないかと思っております。スクールカウンセラーの方の現場の意見とか、その推移についても、もっとこういうところに出てきたらいいのではないかと思っております。 それから、震災関連ということですが、心の健康という面で、こちら 3 本の柱の「健康づくり・健康管理」というところに影響してくると思うのですが、震災があったからしょうがないとかではなく、震災があつて一度ゼロの地点に立って。今後、少子高齢化の日本の状況において一番のモデル課題だと思っております。福島が心の健康を取り戻して自殺者が少なくなって、意欲的に活力ある生活ができるようになったら、こちらに挙がっている目標がどんどんいろいろ関連して達成されるのではないかと思っております。</p>
	<p>「子ども・子育て」の環境で、今仕事をしておりますが、一番は中小企業に勤</p>

	<p>めているお父さんお母さんが、疲れていなくて意欲的に目標を持って生活できていくことが子どもの心の安定でもありますし、子育て支援の現場においては、働けばいい、その分を保育士や子育て支援者が助けるというのではなくて、生活の質とか意欲とかそういったものにも関連してくるので、自殺者の年齢や理由というのはいろいろなところにも響いてくるので、もう少し深く追求して、どんな理由なのか、あるいはどういう環境になっていけばこういった人生を捨てることなく活力につながるのかということが分かってくるのではと思います。教育の現場で、子どもがいじめについて、なんとかしてほしいと大人に対する発信をしているにもかかわらず、大人はいじめに関してはちょっと保守的なのかなと思っています。教育の現場で学習能力や運動能力だけではなくて、そういったところにももう少し目を向けていただけたらと思っています。</p> <p>以上です。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございました。ちなみに、部門別の計画のほうには、そうした現状分析ということが出ているのでしょうか。第三次の福島県自殺対策推進行動計画ですが。</p>
保健福祉部	<p>保健福祉部でございます。現状分析として多少出ております。どのくらい出ているかという、例えば、「自殺対策としての課題についてどんなものがあると思いますか」などというアンケート調査の結果ですとか、あるいは、アンケート調査の結果が中心でございますが、「どういった相談体制が必要でしょうか」ですとか、そういった部分も課題等について調査をまとめた部分はございます。</p>
塩谷会長	<p>自殺の理由そのものの分析は載っていないのですか。</p>
保健福祉部	<p>個々の自殺された方の要因までは、統計がありません。</p>
復興・総合計画課長	<p>復興・総合計画課長ですが、第三次の自殺対策推進行動計画は、今日はお手元に配布をしてございませんが、配布できますので、この会議が終了しまして後日郵送で各委員にお送りしたいと思います。その中では、職業別ですとか集団別、自殺の場所、そういったところまで記載がある部分がございます。ただ、原因・動機、そこの部分については警察のほうの自殺統計で扱われているということもございまして、こちらの県のほうのものには数値が載ってございませんので、その点はご了承いただければと思います。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。そのほかにも委員の皆様で、こういう資料が欲しいということがあれば、県のほうにまたお申し出いただければと思います。</p> <p>ほかに指標に関して何か御質問はございますか。</p>
大橋委員代理	<p>冊子のほうの資料で見ますと、増加の方向で検討とか、上昇を目指すとか減少を目指すとかという項目がいくつかあるのですが、これは今度の二次調書か何かで現況プラス改めて現段階でどういうふうなレベルを目指すかということを検討する余地があるのかどうかというのが1点。</p> <p>それから、新生プランの項目に沿った形での指標という形で設定されているのでしょうかけれども、現状、こういった部分はプラスしてはどうかというような部分は、今後、この場なり何なりで追加するなり、あるいは指標自体を置き換えるとかという考えがあるのかどうかということを伺いたいのですが。</p>

復興・総合計画課長	<p>まず、まだ確定していない数字等につきましては、毎年毎年見直しをかけて、各年度、毎年確定した時点で御報告申し上げるということにしております。それから、新たな指標、この計画自体を変えるというのはなかなか難しいものですから、参考指標として委員の先生方の手元で見ていただくというようなことは十分可能だと思っております。</p>
塩谷会長	<p>よろしいでしょうか。大きな見直しはおそらく次の総合計画に向けてということになるかと思えます。</p>
教育庁	<p>教育庁です。先ほどの前澤委員の自殺者数のことに関連する教育の現場というようなことでお話がありましたので、現状について御説明させていただければと思います。</p> <p>スクールカウンセラー等につきましては、昨年に引き続き、今年度もすべての中・高等学校のほうに配置して心のケアに努めているところです。また、道徳教育なども本県独自のものということで、しっかり進めさせていただいております。また、いじめというようなことがございました。いじめ防止対策推進法をもちろん踏まえまして、各学校において取組を推進するとともに、子どもたちの声、これについては、しっかり耳を傾けてきめ細かく、各教員をはじめ学校全体、組織として取り組んでいるところでございます。</p> <p>以上、ご報告でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
塩谷会長	<p>瀬田です。医療の部分ですけれども、計画を見ると医療の間口というものが少し狭いかなと思います。今後の計画、30年先ということを見据えると、例えばメンタルな部分についてどういうふうに手立てをするのか、そういう計画が薄いのではないかなと思います。</p>
瀬田委員	<p>個人的な話になるのですが、私はボランティアで健康サポートクラブというものをやっています、年間3,000人のお年寄りの声を聞いたりしています。その中で、今、病気ではないから病院には行かないけれども具合が悪い、そういう人がお話をすることによってだいぶ気持ちが回復するという事実があります。今、メンタルケアの勉強をしていますが、対話士という資格を今取ろうとしているのですが、病気ではないのだけれども病気のような気持ちの方を救うことができれば、だいぶ医療の部分でも良い状況が生まれてくるのではないかなというふうに思っております。そういうのも計画の中にはないのかなというふうにも思いました。今後、そういうことを足していただければ、将来の病気の種類とかメンタルな部分のフォローというところを汲んでいただければ、身近な計画として活用されるのではないかなと思っております。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。今のお話は、目標値そのものということではなくて、もう少し広く医療の間口を広げて考えるべきだろうということで、総合計画全体についての御発言ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、もうひとつ議事が残っていますので、そちらのほうに進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、改めて。</p> <p>——諮問——</p>
司 会	<p>議事の「(3) 福島県土地利用基本計画の一部変更」について御審議をいただきます前に、ここで知事から審議会に諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
企画調整部長	<p>国土利用計画法の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の一部変更について貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(諮問文手交)</p>
塩谷会長	<p>確かに承りました。</p> <p>——議事継続——</p>
塩谷会長	<p>それでは、ただ今諮問がありました「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、議事の(3)になりますが、そちらのほうにいきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、説明をお願いします。</p>
土地・水調整課長	<p>土地・水調整課長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。福島県土地利用基本計画の一部変更について説明させていただきます。</p> <p>この総合計画審議会は国土利用計画審議会という性格を含んでおりますので、この部分についての御説明ということになります。</p> <p>土地利用基本計画を変更する場合において、国土利用計画法の第9条第10項に定められておりますが、改めて、国土利用計画法第38条第1項の審議会、この審議会でございますが、ここでの審議のほか、該当する市町村の意見を聞いた上で国土交通大臣に意見を聞くということになります。</p> <p>なお、これから御審議いただく案件につきましては、資料3の4ページになりますけれども、市町村への意見聴取の結果に記載しておりますとおり、今回の変更地域が存する白河市長から、異議がない旨、事前に承っておりますのでございます。</p> <p>具体的な案件でございますが、その説明に入ります前に、今回の土地利用基本計画の変更におけるポイントについて説明させていただきます。</p> <p>今回の案件は白河市の農業地域を拡大・縮小するというものでございます。これらの案件は白河市において平成28年9月1日付で、県南都市計画の用途地域につきまして、設定及び除外などの変更をいたしまして、総合的な農業振興を図る地区の見直しを行う必要が生じたということで、土地利用基本計画図の変更を行うというようなものでございます。</p> <p>それで、用語の説明をさせていただきますが、「用途地域」ということですが、土地利用基本計画の中では、福島市などにおいても、都市とか農地とか森林、自然公園地域、自然保全区域という五つの区分に分かれておりますが、その中の都市地域について、用途地域というのは、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めるというようなものでございまして、例えば、第一種低層住居専用地域、商業地域、工業地域などなど12種類がございまして、</p>

この用途地域というのはなかなか用語的にも分かりにくいところなのですが、今ほど申し上げた都市地域といいますのは、例えば福島市とか郡山市のように市街化区域・市街化調整区域という分け方と、あとは二本松市とか今回の白河市のように、市街化区域・市街化調整区域という区分けをしないで非線引きのままにしているという都市地域がございます。この白河市の場合は市街化区域・市街化調整区域という線引きをしておりません。そういった前提で聞いていただければと思います。

そういった中で、第一種低層住居専用地域、商業地域などの用途地域が設定されますと、当該地域においては、この地域は農業地域というものと重複しているわけですが、用途地域を設定してしまいますと農業地域とは重複できないということになってございます。そうしたことから、この農業地域を今回縮小するというのが案件で今回3件挙がっておりますが、案件の1・2がそういった案件でございます。なお、逆に、用途地域の指定を除外すると、今回、例えば第一種専用地域だと設定されていても、今回それを除外するというものが案件の3でございます。この場合、逆に農業地域を拡大していくと、そういった内容になってございます。本審議会での御審議を経て変更が適当であるとお認めいただいた後に農業地域を縮小・拡大するなどすることになるということでございます。

それでは、今回お諮りする案件について資料に沿って具体的に説明させていただきますと、資料3に今回お諮りする五地域区分の変更概要について概要等を記載してございます。資料4には、変更案件ごとに、変更区域説明図、変更区域図、航空写真の順で掲載しております。

資料4の1ページを御覧いただきたいと思います。まず1件目は白河市明戸地区において農業地域を4ヘクタール縮小するものでございます。資料4の3ページをご覧いただきたいと思いますが、この地区は既に都市地域ということであったわけです。都市地域と農業地域が重なっているということですが、既に都市地域でありましたけれども、県南都市計画用途地域の変更、先ほど申し上げましたが、その変更等において新たに用途地域として第一種住居地域が設定されたこと。これまでは用途地域、先ほど申し上げたように非線引きということですので、福島市のように第一種住居地域など、そうした指定がない場合がございます。今回、新たに用途地域として第一種住居地域を設定したということで、当該地域の資料4の4ページの航空写真をご覧いただきたいのですが、それでお分かりのように既に住宅等が入っております。これは、用途地域を設定する前に、それぞれの手順に従って、例えば農振法の除外をしているようなことがあって、それぞれここに住居を既に建てていたというようなことで、既に住宅が建っており、現況が隣接する用途地域と同程度に都市的な土地利用が進んでいるということがご理解いただければと思います。

個別案件の2ということですが、白河市の高山・老久保・南湖上流西地区において農業地域を65ヘクタール縮小するというものでございます。この地区は資料3の2ページをご覧いただきますと、変更部分の重複状況にもありますとおり都市地域を変更するものではございません。都市地域はそのまま残るのですが、1

番目の明戸地区同様、新たに県南都市計画用途地域を変更、先ほど申し上げましたが、その中で、資料4の7ページにあるように、新たに用途地域が設定された。先ほどの第一種うんぬんというものでございます。また、8ページに掲載の航空写真を御覧いただきますと、国道289号線沿いに大規模小売店舗と併設駐車場があります。商業施設の集積が進んでいることが御理解いただけると思います。県南の都市計画用途地域の変更においても、国道289号線沿いが近隣商業地域に指定されているということで、また、周囲については住宅地と農地が混在していて総合的な農業振興を図る必要性がなくなり、都市として秩序ある開発を誘導する必要があることが御理解いただけるというようなことでございます。そのため農業地域を縮小するものです。

個別案件の3はその逆ということですが、白河市搦山地区ということでもあります。これは農業地域を81ヘクタール拡大するものであります。資料4の12ページにあります、航空写真であります。全域にわたり森林が広がっております。都市的な開発が行われていないことが御理解いただけるということでございます。資料3の2ページ、変更部分の重複状況にあるように、当該地区が都市地域、森林地域、自然公園地域の3地域が重複しておりますけれども、資料4の12ページに、同じように航空写真がありますが、当該地区というのは東側に住友ゴム工業株式会社の白河工場がございます。右側の白い部分です。県南都市計画において用途地域が設定されていたと。実は、今の森林というのは、先ほどと逆に、第一種低層住居専用地域など、そういった用途地域が設定されていたところがありますが、現在まで、住友ゴム工業株式会社白河工場にあわせてそういう住居が増えるのではないかというような想定もあったと聞いておりますが、そういう中で第一種低層住居専用地域などの用途地域を設定しておりましたが、その思惑というものがなかなか進まずに、現在まで都市的な開発は行われず、将来にわたってもその見込みがないということで、先ほどの昨年9月の県南都市計画用途地域の変更において用途地域から除外されたということになりました。

資料4の10ページに掲載しております当該地区の基本計画図になりますけれども、これをご覧いただきますと、周囲には農業地域が広がっているということで、近隣の五地域の指定状況に合わせて農業地域の拡大をお諮りするということでございます。

このことについては、都市地域の用途地域の設定の除外にあわせまして、いわゆる農振法が適用される農業地域ということで、周囲の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図るという観点から農業地域の拡大について御検討いただくということでございます。

次に、県全体の面積変更を資料3の1ページの総括表に沿って御説明いたします。1ページでございますが、今回の変更にあたり、農業地域は12ヘクタール増加し、変更後の農業地域の面積は77万900ヘクタールというふうになるところでございます。今後の手続きとしては、本日の審議会で御承認いただいた後に国への意見聴取を行い、土地利用基本計画の変更が決定されるということになります。

塩谷会長	<p>以上が、本日、皆様に御審議いただきます「土地利用基本計画の一部変更について」でございます。よろしくお願いいたします。</p>
酒井委員	<p>ありがとうございました。白河市の3地区で、2地区が縮小、1地区が拡大ということです。既に白河市の了承は得ているということで、この審議会での了承が得られれば、必要な手続きを経てこの土地利用基本計画が変更という運びになるということでした。</p> <p>何か御質問、あるいは御意見がありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の案件に関しては、現況に沿った形での改定ということでありまして、いいのかなというふうに私の中では思っています。ただ、用途地域に関しては、常日ごろから疑問に最近よく思うことがあって、例えば市街化調整区域などで住宅を建築する場合には必ず許可を、60条申請とかいろいろ必要になってくるのですけれども、申請すれば数日間待てば許可が下りるとい、建てる側からすれば建ててもいいですよという許可なのでいいのですけれども、果たして30年後とか将来を考えたときに、もっともっと市街化調整区域であれば、目指すところはコンパクトな運営ができていくということだと思っておりますけれども、建てさせてくださいといったらいいですよとようなことが、本当に果たして将来はこのままでいいのかなと少し疑問に思っているところなので、用途地域の改定というのは5年に一度とか行われていると思うのですが、本当に国まで許可をもらわなければいけない大変なことなのかもしれないですけれども、もっともっと土地をうまく有効利用していくという長い目で考えると、用途地域の見直しというのは各市町村とかで真剣に取り組んでいかなければ、もっともっとコンパクトな運営にはなっていないのではないかなというふうに思っています。</p>
塩谷会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。御意見ということでいただきますけれども、担当のほうから何かありますか。</p>
都市計画課	<p>都市計画課でございます。今ほどの御意見でございますが、2つというか、用途地域の変更につきましては、各市町村がそれぞれの特性に合わせまして市町村が決定することができます。国に対してとかというのではなくて、県に協議すれば、その実状に応じて決めることができるということでございます。</p> <p>最初に話がありました市街化区域と市街化調整区域につきましては、これは県が定めるものでございますけれども、市町村の意見を聞きながら、また国と協議しながら決めていくこととなります。委員がおっしゃるようにコンパクトシティという基本的な考えは県も持っておりまして、それに応じた都市計画区域ごとに区域マスタープランというものでその方針を定めております。</p> <p>今ほど委員が最初にお話しされました調整区域で家を建てたいという人が、申請すればすぐ建てられるというようなお話がありましたけれども、調整区域につきましては基本的には家は建てられないということございまして、非常に厳密なといいますか、厳しい基準の下に審査して、ある一定の要件、やむを得ないというものについてのみ建てられるという状況になっておりますので、御理解いただければと思います。</p>

塩谷会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにかがででしょうか。ほかになれば、先ほど諮問がありました「福島県土地利用基本計画の一部変更について」は、これを認めてその旨答申するという ことよろしいでしょうか。</p>
塩谷会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ありがとうございます。では、答申の文案については私のほうに一任させていただいて答申書を作成させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、予定した議題はすべて終了することになります。以上で本日の審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
司 会	<p>——閉 会——</p> <p>皆様、ありがとうございました。これもちまして、福島県総合計画審議会を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。</p>

(以 上)